E　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

F　当該市町村がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

（令和三年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還）

第三条　令和三年九月において、令和三年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定した額の合算額から第一号の額を減額した後の額（次項及び第三項において「令和三年度九月調整基準額」という。）に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）から第三号の額を減額した額とする。

一　令和二年度省令第五条第三項に規定する令和二年度三月分の額から減額することができない額

二　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号（平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。）、平成二十九年度省令第三条第一項第二号（平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成二十九年度省令第三条第一項第二号（平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和元年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び令和二年度省令第三条第一項第二号（令和二年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、平成二十六年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十七年度省令第三条第三項、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、平成二十七年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、平成二十八年度省令第二条及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三条第一項第二号及び令和元年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、平成二十九年度省令第二条及び第三条第一項の規定により算定した額（平成三十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、平成三十年度省令第二条及び第三条第一項の規定により算定した額（平成三十一年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、令和元年度省令第二条及び第三条第一項の規定により算定した額（令和二年度省令第三条第一項第二号及び令和三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、平成三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和元年度省令第三条第一項第二号及び令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）、令和元年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した後の額）並びに令和二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定し額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度から令和二年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額の合算額を控除した額

三　平成二十四年度省令第一条第二項第二十七号の二の表の上欄に掲げる特定県について、同条第六項の規定に基づき、同条第二項第二十七号の二の規定により算定した額が同号の表の上欄に掲げる特定県（当該特定県内の市町村を含む。）において平成二十三年三月十一日から令和三年三月三十一日までの間に同号に掲げる事業に要した経費を上回る場合、当該上回る額。ただし、同条第七項の規定により当該期間を延長することが必要であると認める当該特定県内の市町村における当該要した経費については、当該市町村を包括する特定県において平成二十四年度分の震災復興特別交付税として交付された額のうち、延長後の期間において当該市町村が同条第二項第二十七号の二に規定する事業を実施するため、同号に掲げる基金の積立等に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

2　前項の場合において、令和三年度九月調整基準額が負数となる地方団体（次項及び第四項において「要調整団体」という。）で、前項第二号の額から同項第三号の額を減額した額を加算した後の額がなお負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還しなければならない。

3　第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額から同項第三号の額を減額した額が零又は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、令和三年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。この場合において、令和三年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

4　要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した令和三年度九月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、総務大臣は、当該返還額の一部を令和四年度以降に繰り延べて返還させることができる。

（令和三年度三月震災復興特別交付税額の算定方法）

第四条　各道府県及び各市町村に対して、令和四年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額（次条において「令和三年度三月震災復興特別交付税額」という。）は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定した額から令和三年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した額の合算額とする。

（令和三年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

第五条　令和四年三月において、令和三年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）から第三号の額を減額した額とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、令和三年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、令和三年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額